

憲章 7 条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001 年 9 月）までに頂いたご意見

柴山哲男様から頂いたご意見

雇用者側、発注者側の立場についても言及が必要ではないか。例えば「雇用者、被雇用者、発注者、受託者などの立場を問わず、専門の業務に関して契約のもとに誠実に行動する」等とする。（当時の条文では「被雇用者、代理人あるいは受託者として誠実に」という表現をしていた。）

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「被雇用者、発注者、受託者などの立場」に関するご意見は多数頂きました。誠実に行動すべきは、雇用者、発注者についても同様であるというご意見のとおり、双務的であるべきです。とくに第 2 条との優先順位を明確にせよとの理事会のご意見などを踏まえ次のように改めることとします。

【憲章】7．会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。

杉本泰治様から頂いたご意見

規定案のつぎの条項にアンダーラインをしましたが、その部分に少し無理があるように思うのですが、いかがでしょうか。

7．会員は、専門の業務に関して契約のもとに被雇用者、代理人あるいは受託者として誠実に行動する。

7 - 1．会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者あるいは依頼者の了承なく他の団体または自らを含めた他の個人に利益をもたらすことを行なってはならない。

7 - 4．会員は、被雇用者、代理人あるいは受託者として業務を行なう際、利害関係の相反を回避しなければならない。被雇用者として所属する組織を規制・監督する組織の受託者あるいは代理人として規制・監督に関する業務を行なうこと、また逆に、被雇用者として所属する組織が規制・監督している組織のための業務に就くことは慎まなければならない。新たな業務を行なう際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行なっている場合には、このことを雇用者又は依頼者に開示しなければならない。

これらの条文のうち、7 - 1 の「雇用者の代理人」「依頼者の受託者」というのが、本来の表現だと思います。

7 および 7 - 4 の「被雇用者、代理人あるいは受託者」とあるうちの「代理人」を、M 先生は“公衆の代理人”と説明されたかと思うのですが、公衆がからむ文脈は、“技術者は雇用者の代理人として、あるいは、依頼者の受託者として、公衆のための業務をする”とい

うことではないでしょうか。もしそうであれば、7および7-4のそれは、「被雇用者あるいは受託者」とするのが適切かと思えます。

アメリカの倫理規程では、技術者は「誠実な代理人または受託者として行為する」というふうに、被用者として雇用者の代理人という立場と、委託者からの受託者という立場とを、並べて同等に扱っています。

日本では、技術者が業務をするについての法律関係がほとんど解明されていませんから、このように明快な扱いは知られていないようです。しかし、技術者の責任を論じるのに、被用者としての技術者の特論と、受託者としての技術者の特論とを必要とするというのは、大変難しくなります。こうしてアメリカでの扱いがわかってみると、これなら技術者や一般市民の頭に入りやすく、日本でもこのように考えてよいのではないのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご指摘のあった憲章7.について再検討した結果、次のように変更することに致しました。憲章7.「会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。」

ここでいう契約は、通常の雇用関係、委託関係のほか、より広義に「社会との契約」とも読めるようにしました。「本憲章の他の条項に抵触しない限り」は必ずしも挿入したくはなかったのですが、より上位の条項、とくに憲章2.との関係をより明確にし、当委員会としての説明責任を果たすため挿入しました。

また、行動指針7-4.は、若干複雑な文章表現となりますが、7-1.と同じ用語（ご指摘の用法）を用い、次のように変更いたします。

<利害関係の相反の回避>

7-4. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行なう際、利害関係の相反を回避しなければならない。自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織の受託者として規制・監督に関する業務を行なうことは、慎まなければならない。新たな業務を行なう際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行なっている場合には、このことを雇用者又は依頼者に開示しなければならない。

宅間正夫様から頂いたご意見

「会員は、専門の業務に関して契約のもとに被雇用者、代理人あるいは受託者として<さらに社会から付託された分野の専門家として>誠実に行動する。」とする。

理由：個別の契約のみならず「社会との契約」の観点からも書いておきたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

専門職の業務は社会との契約によって機能するという考え方を示せというご意見で、この考え方は倫理規定を作る前提になるものと考えます。しかしあまり高度な考え方をここに持ち込むと混乱が生じると思えます。ここでは「契約」という言葉を通常の意味に限定させていただきたいと存じます。なお、別の方からのご意見もあり、条文は次のように変更

させていただきました。

「会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。」

武田邦彦様から頂いたご意見

「会員は、被雇用者、代理人、あるいは受託者となる場合には本憲章との間の整合性のある契約に基づいて行動しなければならない」はいかがでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

契約と本規約との整合性について述べた項ですから、次のように言い直して、簡潔にすることと致しました。

「会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。」

古川和男様から頂いたご意見

特に、7，8節は自由（？）な私でも、目を疑うが如何。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

7、8節（条）は原子力の工学技術から離れ、一般的工学倫理の観点で記述しているものです。むしろこれらの節から、工学倫理が将に職業倫理であると御理解いただけると思えます。例が余りに生々しすぎるくらいがありますが、このような規定を意識することによって、会員がトラブルに巻き込まれずにすむことを期待します。

匿名希望A様から頂いたご意見

会員が雇用者や委託者になることは想定していないのか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

その様な場合は十分考えられます。その場合でも、本規定の基本となっている考え方や精神に沿うにはどうすればよいかを、自ら考え、工夫して欲しいのです。

（当時の条文では「被雇用者、代理人あるいは受託者として誠実に」という表現をしていた。）

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

井上洋一様から頂いたご意見

「...が本憲章の他の条項に抵触しないかぎり.....」となっていますが、本憲章の条項はもとより、「あらゆる法や社会の規範」に触れないかぎり契約に誠実に行動するように記載すべきなのではないでしょうか（行動の手引きには記載されていますが）。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘、ありがとうございます。ご指摘の点を踏まえ、条文を次のように改訂したいと存じます。

会員は、あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり、自らの業務に係る契約を尊重して誠実に行動する。

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 P 様から頂いたご意見

「会員は、あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり、自らの業務に係る契約を尊重して誠実に行動する。」について

「抵触しないかぎり」というと、抵触ぎりぎりの契約が存在するかの印象を与えてしまうので、「法や社会の規範に抵触しない範囲で」という表現で、法令遵守の姿勢を表した方がいいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

ご指摘の通り、「抵触しないかぎり」は抵触ぎりぎりの契約でも抵触していないので問題ないという考えを述べたものです。より適切な表現である「法や社会の規範に抵触しない範囲で」という表現に修正させていただきます。

2007 年修正版策定にあたり頂いたご意見

芹沢昭示様から頂いたご意見

理事会の席でもコメントが出ましたように、「・・・あらゆる法や・・・」における「あらゆる」は削除した方が、必要以上の誤解を避ける意味から、好ましいのではないかと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

倫理委員会内部でも、憲章 7 条については遵法精神が見えにくいとの指摘があり、「あらゆる」の削除だけでなく全面的な見直しを行いました。その結果、

会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。

と修文することといたしました。これによりご指摘の点も解決すると考えております。

松井一秋様から頂いたご意見

憲章の第 7 項目に、「あらゆる法や社会の規範に抵触しない範囲で」とあります。法や社会の規範を絶対視する習慣がないことと、論理的に矛盾をきたさないか少し心配します。すでに議論のあったところかとは思いますが。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

ご指摘の点につきましては倫理委員会でも問題だと認識いたしました。検討の結果、

会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。

と修文することといたしました。これによりご指摘の点も解決すると考えております。

飯井俊行様から頂いたご意見

憲章7は遵法精神が明確に見えないような気がする。たとえば、「会員は一社会人として法を遵守し、そしてその範囲内で自らの業務契約を誠実に履行する」としてはどうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

ご指摘を踏まえ、憲章7条については

会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。

と修文することといたしました。なお、他の条文との整合性から「法」でな「法令」としてあります。また、社会の規範の遵守も書き加えさせていただきました。

匿名S様から頂いたご意見

7条の変更の中で「一社会人として」との記載があるが、学生会員もいる状況では、削除した方が良いかと考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

この「社会人」は「職業人」の意味ではなく「社会で生活する人」の意味ととらえています。学生も社会生活においては「一社会人として」の規範が求められることは当然です。原文のままとさせていただきたいと存じます。

2007年9月の理事会から頂いたご意見

憲章第7条「会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。」とあるが、「その範囲内で」は必要か、なしでも良いのではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.10.16 回答）

「自らの業務に係る契約を誠実に履行する」ことにとられすぎ、「法令や社会の規範を遵守」することを忘れることはありうることです。公序良俗に反しない限り契約は法に優先しますので、法令違反の契約はそもそも無効だといえはその通りですが、視野が狭いとそれに気づかないこともあります。「自らの業務に係る契約を誠実に履行する」にあたって、「法令や社会の規範を遵守」する範囲内であることを確認することを求めているのがこの条文です。すなわち「その範囲内で」は守るべきことの優先順位を示しているもので、削除しない方が望ましい表現であると考えます。原文のままとさせていただきたいと存じます。

行動の手引 7 - 1 . ~ 4 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

北村正晴様から頂いたご意見

項目 7-3 は一般職業人心得に思えます。特に倫理規定内に明記される理由は何でしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

学会の倫理規定は原子力の専門家としての行動の倫理的あり方を記述したものです。専門家は当然職業人です。そして多くの場合、被雇用者です。倫理の問題で難しいのは果たすべき複数の義務に相反がありうることです。たとえば情報公開の義務は被雇用者としての義務と相反関係となる状況が生じる可能性は否定できません。相反が生じたときには前者を優先すべきだと考えますが、具体的行動は会員自身で見出さなければなりません。ここで大切なのは規定の中に相反するものがあることの認識です。したがってこの項目は一般職業人心得ともいえますが含めることにしました。なお、会員は専門家として以外にも社会や家庭で役割を有しています。それらの役割に関する倫理は含めておりません。

柴山哲男様から頂いたご意見 1

7 - 1 , 7 - 2 , 7 - 3、7 - 4 項：何れも当然のことであるが、原子力学会員のみならず、社会人として当然の義務であり、原子力学会の倫理規定として敢えて規定する必要があるだろうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

一般的な心得なので削除すべきのご意見ですが、これらの指針と他の指針が相反することがあります。その場合はどちらが優先されなければならないかを会員が判断しなければなりません。憲章 7 には「本憲章の他の条項に抵触しないかぎり」を追加し、7 - 1 ~ 4 の指針より他の指針が優先することを明記しました。このようなことを会員に考えていただくためにも、これらの指針を残すことにしました。

柴山哲男様から頂いたご意見 2

上記を入れるのであれば、これも当然のことであるが、「会員は、業務の一部または全部を契約または指示により、他者または部下などに依頼した場合であっても、依頼者としての監督責任を免れるものではない」等の文章を入れておきたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

これもご指摘の通りとは思いますが、長くなりますので、会員が言葉を補って読むことにしたいと存じます。

宮沢龍雄様から頂いたご意見 1

7 - 3は原子力分野の何を意識しての項目でしょうか?大半の企業人、公務員、にとってはこのような内容は就業規則で拘束されているはずですが?

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

これは原子力分野に限らず組織に所属する企業人、公務員は心しなければならないものです。就業規則と重複しても専門家として常に心掛けるべき項目なので入れてあります。

宮沢龍雄様から頂いたご意見2

7 - 4も官、学、に見られる事かもしれません。当然公務員倫理規定があるはずですが?原子力特有な点に絞ったらどうでしょうか?

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

倫理規定は会員が原子力の専門家として行動するときに倫理面で心すべき項目のうち重要なものを並べたものです。原子力の専門家も当然、企業人、公務員として守るべきことは守らなければなりません。したがってこのような項目も含めています。倫理規定とは「専門家としての日々の行動はいかにあるべきか」を書き記したものですから、学会の倫理規定を原子力特有な点に絞るのならこれとは別に一般の専門家としての倫理規定が用意されていなければなりません。現在そのようなもので確立したものはありませんので、この倫理規定に一般の専門家としての倫理規定も含めるべきだと考えます。なお、一般に社会人として家庭人として倫理的にどうあるべきかというのも大切な問題ですが、これは専門家としての行動とは別ですから含めておりません。

匿名希望A様から頂いたご意見1

行動指針7 - 1, 7 - 3と5 - 2は抵触しないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

抵触する状況も考えられます。倫理規定は、それに従えば自動的に倫理的問題を解決できるという性質のものではありません。条文が相反する場合は会員自身でどう行動すべきかの解をみつけなければなりません。なお、5 - 2 (<情報の公開>)の規定は7 - 1や7 - 3に優先する規定と捉えるべきです。

匿名希望A様から頂いたご意見2

会員が雇用者や委託者になることは想定していないのか。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

その様な場合は十分考えられます。その場合でも、本規定の基本となっている考え方や精神に沿うにはどうすればよいかを、自ら考え、工夫して欲しいのです。

第2回原子力に関する倫理研究会(2004年7月23日開催)で頂いたご意見

匿名希望I様から頂いたご意見1

7 - 1. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇

用者あるいは依頼者の了承なく他の団体または自らを含めた他の個人の利益をもたらすことを避ける。

「了承」があればして良い？

「避ける」では弱すぎ、「必須」ではないのか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

業務に従事した結果として、意図せずに他に利益をもたらすことはありうると思います。そのような場合でも雇用者あるいは依頼者の了承は必要だということを明示した条文です。この点に分かりにくかったため抜本的に見直し、次のように改訂したいと存じます。ご指摘ありがとうございました。

会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として、誠実に業務を実施する。その結果、他の団体又は自らを含む個人に利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者の了承を得る。

匿名希望I様から頂いたご意見2

7 - 2 . 会員は、業務に当たりリベート等を受け取らない。リベート等の受け取りは、たとえそれが雇用者や依頼者の利益を損なうものでない場合でも、自由競争を損ね、社会の利益を侵す。業務に対する報酬等は常にその正当性を他者に説明できることが必要である。

言われなくても判る大儀が急に出てきて違和感有り。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘ありがとうございます。ご意見を拝承し、この部分を削除したいと存じます。

匿名希望I様から頂いたご意見3

7 - 4 . 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際、利害関係の相反の回避に努める。自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織の代理人または受託者として規制・監督に関する業務を行うことは慎む。

必須ではないのか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘の通り、必須だと考えます。条文を抜本的に見直し、次のように改訂したいと存じます。ご指摘ありがとうございました。なお、規制側の会員にも抵抗ない表現にするという意図からの改訂も同時に実施しようと考えています。

会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際、利害関係の相反の恐れのある業務については、雇用者又は依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。

匿名希望H様から頂いたご意見

利害関係の相反において、この条文（7 - 4）では、会員は規制側ではないことがわかる。事業側、規制側の会員がおり、双方の立場での記載が望まれる。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

原子力学会の倫理規程ですので、原子力学会会員皆が守るべき規範を示しています。原子力学会会員は大学・研究機関に所属する者、電力会社・メーカーに所属する者、規制官庁に所属する者など様々です。そこで「それぞれの立場の規範」を列記するのではなく、一般的記述とし、会員が「自分の言葉に置き換えて使う」ことを目指しています。なお、修正前の手引は規制側の会員も心すべき内容だとして記載していたものですが、ご指摘を反映させ、規制側の会員にも抵抗のない表現にしたいと存じます。

行動の手引 7 - 6 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

匿名希望 I 様から頂いたご意見

しかし法律に違反するような契約は無効であることを我々会員は銘記する。

自覚、ではなく、銘記とした趣旨は？ 精神的題目より、行動的な表現のほうが良いのでは？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

「銘記」を辞書で引きと、「深く心にきざみつけて忘れないこと」とあります。一方、「自覚」は「よくわきまえること」です。「忘れないこと」も強調するため「銘記」としております。